

○ 日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律（案） 読替対照表

（傍線部分は読替部分）

（業務の特例）	（業務の特例）
第六十一条　日本郵政株式会社は、日本郵政株式会社法第四条及び附則第二条第一項に規定する業務のほか、第二号及び第三号に掲げる業務を行うものとする。	第六十一条　日本郵政株式会社は、日本郵政株式会社法第四条及び附則第二条第一項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。
一　郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式を含む。次号、次条、第一百四条第一号及び第二百三十四条第一号において同じ。）の処分	一　郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式を含む。次号、次条、第一百四条第一号及び第二百三十四条第一号において同じ。）の処
二　郵便貯金銀行及び郵便保険会社が発行する株式の引受け及び保有並びにこれらの株式会社の株主としての権利の行使	二　郵便貯金銀行又は郵便保険会社の株式を処分するまでの間ににおける当該株式の保有及びこれらの株式会社の株主としての権利の行使
三　前号に掲げる業務に附帯する業務	三　前二号に掲げる業務に附帯する業務

読 替 後

（株式の政府保有）

第二条 政府は、常時、会社の発行済株式（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式を含む。）の総数を保有していなければならない。

読 替 前

（株式の政府保有）

第二条 政府は、常時、会社の発行済株式（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式を含む。以下この条において同じ。）の総数の三分の一を超える株式を保有していなければならない。

（郵便事業株式会社等の株式の保有）

第五条 会社は、常時、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、郵便貯金銀行（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条规定する郵便貯金銀行をいう。以下同じ。）及び郵便保険会社（同法第一百二十六条规定する郵便保険会社をいう。以下同じ。）の発行済株式の総数を保有していなければならない。

（郵便事業株式会社等の株式の保有）

第五条 会社は、常時、郵便事業株式会社及び郵便局株式会社の発行済株式の総数を保有していなければならない。

第二十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一 （略）

第二十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一 （略）

二 第五条（日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の

株式の処分の停止等に関する法律（平成十九年法律第 号）

第六条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規

定に違反して、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、郵便貯金
銀行及び郵便保険会社の株式を処分したとき。

三〇七 （略）

二 第五条の規定に違反して、郵便事業株式会社及び郵便局株式会

社の株式を処分したとき。

三〇七 （略）

